≪環境に配慮したエネルギー自立型焼却炉の導入≫

下水道事業の中で、多くの温室効果ガスを排出している汚泥焼却炉は、これまでも新技術の開発に取り組み、温室効果ガスの削減に努めてきました。現在、新たな技術として、温室効果ガスの排出量を大幅に削減するエネルギー自立型焼却炉を新河岸水再生センターに整備中です。

エネルギー自立型焼却炉は、水分量を一層削減した脱水汚泥を焼却することで補助燃料が不要となり、焼却時に発生する廃熱を効率よく発電に利用することで、焼却炉で必要な電気の自給が可能な技術です。さらに、一酸化二窒素(二酸化炭素の298倍の温室効果を持つ気体)の排出量を半減することができます。そのため、当局で主に使用している1日当たり汚泥を300t処理する焼却炉の場合、従来の高温焼却炉と比較し、年間約11,000t-CO2の削減が可能となり、地球温暖化防止に大きく貢献します。



建設中のエネルギー自立型焼却炉



≪下水道局による市町村への下水道指導事務の開始≫

令和3年4月、下水道局による市町村への下水道指導事務を開始しました。市町村の下水道事業は、下水道普及を目指した建設の時代から下水道普及後の運営の時代となり、これまで整備した下水道施設の老朽化対策が必要となっています。

また、市町村の下水道運営については厳しい財政状況を抱えており、更なる効率化を図るため、下水道事業の広域化・共同化の推進が求められています。

近年では日常化する台風・豪雨災害や首都直下 地震への対応など自然災害へのハード・ソフト両 面からの取組が重要となっています。これらの課 題は、現場実務に関する事項となることから、下 水道局の豊富な知識や経験、ノウハウを活用して 市町村への技術支援体制の強化・充実を図るた め、都道府県事務である市町村への下水道指導事 務を都市整備局から下水道局に移管しました。



市町村の実務担当者を対象とした講習会



市町村との下水道事業の取組状況に関するヒアリング

≪行政手続のデジタル化≫

当局における行政手続全体の65%を占める届出4件(排水設備新設等の計画届、排水設備計画の変更中止届、公共ます設置申請、公共下水道管理者以外の者の行う維持・工事)の行政手続において、お客さまに来庁していただくことなく、いつでも・どこからでも手続が出来るオンライン申請サービスを令和2年11月より試行実施しています。

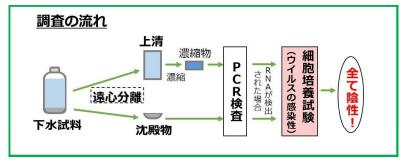
他の手続のデジタル化においても、お客さまの視点に立ちながら、個々の手続の内容や性質などに合わせたツールを活用していきます。



≪下水中の新型コロナウイルスの感染性に関する調査≫

コロナ禍において都民や全国の下水道関係者から、下水からの新型コロナウイルス感染を懸 念する声があがりました。これまで国内に下水中の新型コロナウイルスの感染性に関する知見がなかったことから、当局では、下水中の新型コロナウイルスの感染性に関する調査を令和2年度に実施しました。

具体的には、当局が管理する都内全域の水再生センター20 施設(区部 13 施設、多摩地域 7 施設)の流入下水および放流水を対象に新型コロナウイルス RNA の有無を調べる PCR 検査を行いました。新型コロナウイルス RNA が検出された検体等について感染性の有無を調べる細胞培養試験の結果は全て陰性となり、下水からの新型コロナウイルスの感染性は認められませんでした。





採水のイメージ